

ユネスコ無形文化遺産登録
「須成祭」

足湯・温泉

蟹江町 緑の基本計画

キンモクセイ

ヨシキリ

ハナショウブ

令和3(2021)年3月

蟹江町

緑の基本計画とは？

「蟹江町緑の基本計画」は、当町の「緑」の現状を踏まえ、当町が有する地域特性をいかしながら、緑が持っている多様な機能を活用し、良好な都市環境の創出と、町の魅力向上を図っていくための方針を示したものであり、都市緑地法に基づいて平成22年度に町が策定したものです。

しかし、策定から10年が経過し、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や、平成29年の都市緑地法の改正など、「緑」に関わる状況も変化しています。

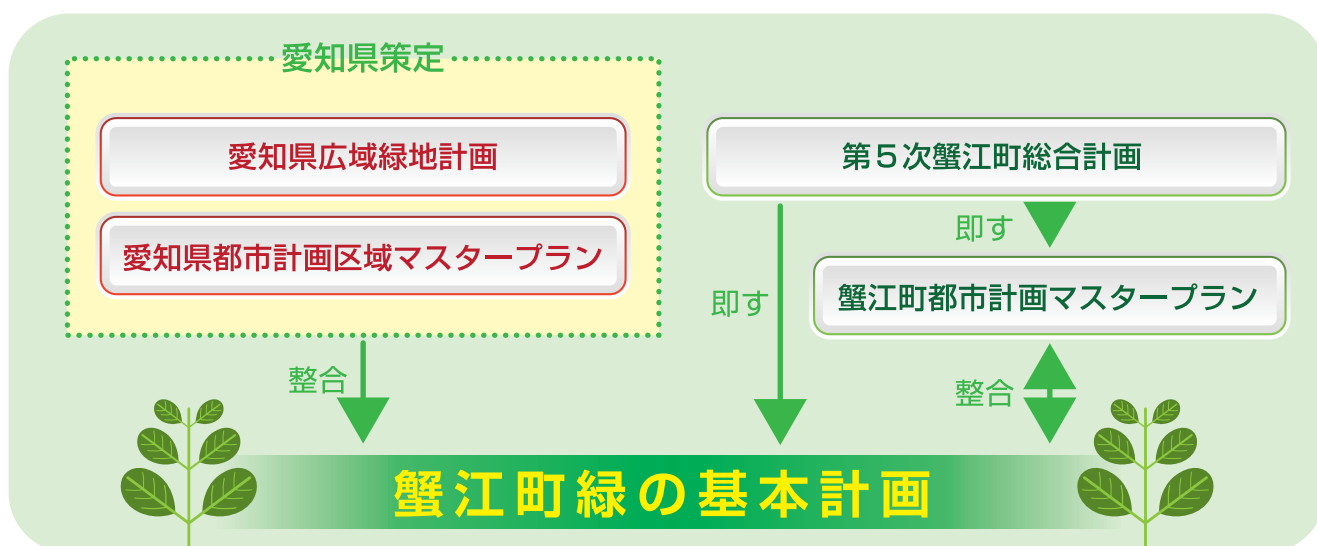
そのため、これらの社会情勢や法改正、また、新たに策定された上位計画との整合を図るため、前回計画の改定を行うこととしました。

改定にあたり、環境問題や地震などへの防災対策、人口減少に対応する安心・安全で魅力的な暮らしに向けた取組など、町を取り巻く課題を「緑」の視点から検討していきます。そして、公園や緑地の整備・管理方針、公共施設や住宅地・商業施設などの民間施設の緑化について、町民の意見を反映しながら、将来の望ましい姿とその実現に向けた施策を示していきます。

本計画に基づき、住民、事業者、行政が協働し、緑あふれる魅力的なまちづくりを推進していきます。



■本計画の位置づけ



■計画の期間

計画基準年次 令和2年度（2020年度）

計画目標年次 令和12年度（2030年度）



緑地の配置計画

『環境』に関する緑の配置方針

「環境」に関する緑は、自然環境と調和した緑あふれる水郷都市の実現を図るため、河川を主軸とする緑の骨格の形成、市街地の特性に応じた公園緑地の配置とネットワーク化の推進、良好な都市環境形成に資する河川・農地・社寺林などの既存緑地を保全していきます。

また、愛知県の生物多様性戦略2020を踏まえ、生物と共に快適に暮らせるまちづくりを進めるために、本計画でエコロジカルネットワークを位置づけて、人と自然が共生するまちづくりに取り組んでいきます。



市街地周辺に広がる農地

『安全』に関する緑の配置方針

「安全」に関する緑は、地震や自然災害による被害を防止・軽減するため、水害の発生を抑制する農地の保全、風害や延焼を防ぐ緩衝緑地の配置、災害発生時の一次避難地や防災活動の拠点となる緑地などを位置づけ、命を守る大切な緑として、緑地の配置を行います。



避難路となる都市計画道路

『活力』に関する緑の配置方針

「活力」に関する緑は、交流の場や歴史・文化資源となる緑の確保、町を代表する景観を構成する緑地、地域を特色づけ緑のランドマークとなっている樹林地などを位置づけ、緑地の配置を行います。



佐屋川下流沿いの散歩道

『生活』に関する緑の配置方針

「生活」に関する緑は、少子高齢化への対応と、快適な生活環境の創出と多様なレクリエーション需要に対処するために、将来人口に応じた適切な規模の緑地や都市公園の必要量確保と均衡ある配置を行っていきます。



学戸公園(近隣公園)



総合的な緑地の配置方針

総合的な緑地の配置方針

「環境」「安全」「活力」「生活」の各視点からみた緑を総合的にとらえ、当町の緑を「骨格を形成する緑地」、「水と緑の拠点となる緑地」、「水と緑のネットワークを形成する緑地」として抽出し、それぞれの緑を民間連携・協働による「活用」を加え、総合的な緑地方針を示します。

《総合的な緑地配置図》





実現のための施策の方針

1

骨格を形成する緑地を『守る』

地域性緑地の整備方針

1.河川の保全方針

河川区域(二級河川の日光川、善太川、蟹江川、福田川、普通河川の佐屋川、大膳川)の保全を図るとともに、河川の水質浄化に努め、水郷のまちである当町の水と緑の骨格を維持・保全します。

2.農地の保全方針

市街地や集落地からの緑の景観として、また、遊水空間としての防災機能や、生物生息地としての生物多様性機能を有する緑地として重要な農業振興地域農用地区域の保全を図ります。

3.社寺林などの樹林地の保全方針

社寺林などの積極的な保全を図るため、都市緑地法による「特別緑地保全地区」の指定を中間年次(令和7年)までに検討していきます。

3

水と緑のネットワークを形成する緑地を『結ぶ』

都市緑化の方針

緑が有する機能を複合的・効果的に発揮させるためには、水と緑が連続した空間や拠点からなる骨格軸をつくり、これらを基盤とした面的な広がり形成する「水と緑のネットワーク」の形成が重要です。骨格軸となる河川などや道路、地域の各拠点となる公共公益施設の緑化方針を定めます。

1.河川、道路の緑化方針

河川など

・河川区域や水路の緑化、河川や水路沿いの緑道整備で水と緑のネットワーク化を推進します。

具体的な取組(緑化内容)

【河川堤防道路や護岸部の整備】

- ・護岸の緑化整備やフラワーポットの配置
- ・並木などの連続性のある緑の配置
- ・親水護岸などによる水辺スポットの整備
- ・佐屋川の水質浄化

【水路の整備】

- ・水質浄化と親水護岸などの整備
- ・並木などの連続性のある緑の配置
- ・水路沿い遊歩道の整備
- ・水路の暗渠化による緑道整備



道路

・道路緑化で連続性のある緑のネットワーク化を推進します。
・駅前広場は、町の玄関口として緑と調和したシンボリックな景観形成を図ります。

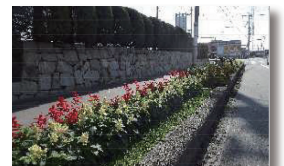
具体的な取組(緑化内容)

【街路樹の整備】

- ・緑量感と連続性のある並木や四季の花の植栽による修景や路線ごとの樹種設定
- ・フラワーポットなどの花壇づくり
- ・緑と調和したシンボリックな景観形成を図る

【県道・町道の改良】

- ・並木など連続性のある緑の配置
- ・歩道の整備



2.公共公益施設の緑化方針

都市公園

・地域特性を考慮した個性ある公園づくりを行います。
・地域の緑の拠点とします。

官公庁
(行政サービス施設)

・町民サービスの拠点として質の高い緑を増やします。

学校
(教育文化施設)

・外周部の緑量感を高めます。
・情操教育・環境教育の場としてふさわしい緑化を行います。

その他の
公共公益施設

・修景緑化により、都市景観の向上と親しみやすさが増す工夫を行います。

具体的な取組(緑化内容)

【既存公園の緑化】

- ・プランターの設置や樹木の補植

【公園や緑地の整備】

- ・地域特性に留意した公園づくり

【緑化整備の充実】

- ・植栽面積の確保
- ・町の花木の植栽など“町らしさ”の演出
- ・駐車場緑化、屋上緑化や壁面緑化の整備

【小中学校の緑化整備の充実】

- ・体験型学習農園やビオトープ池づくり
- ・生徒が育てた花壇、鉢植えで修景するメインエントランスづくり
- ・学習活動として生徒による植栽管理

【緑化の充実】

- ・外周緑化による緑の充実
- ・花壇やフラワーポットの配置





2

水と緑の拠点となる緑地を『つくる』

施設緑地の整備方針

都市の施設緑地(公園緑地などの緑のオープンスペース)は、良好な都市環境を提供し、町民の憩いの場、環境学習の場、多様な生物の生息空間、災害時の身近な避難地となるほか、交流や観光拠点として地域の活性化に役立ちます。

本計画中の総合的な配置方針に基づき、当町の施設緑地の整備や緑化の推進に関する施策の方針を定めます。



4

官民連携・協働で緑地(水と緑)を『いかに』

緑化の活用方針

1. 緑地の既存ストックの活用

① 公園緑地などの更新

少子高齢化の進展などの社会変化に伴い、多様化する利用者のニーズに対応して、老朽化した遊戯施設や既存の公園緑地などの更新を検討し、魅力の向上、長寿命化を図ります。

② 防災活動の場として利用

公園緑地やグラウンドなどは、初期の救援活動支援活動拠点として活用していきます。平常時には、地域の避難訓練の場として活用していきます。

2. 多様な主体と連携した緑地の活用、緑化推進

① 官民連携による公園緑地などの管理運営制度の検討

Park-PFI や指定管理者制度などの可能性を探り、民間資金と民間の管理・運営力を活用した公園整備を検討していきます。

② 町民と行政による緑化推進体制の構築

アダプト・プログラム(蟹江町ふる郷ふれあい事業)の推進や積極的な緑化推進団体などの育成、緑化リーダーの養成などの取組を行っていきます。

③ 緑化の普及・啓発活動

学校や各種団体などと連携し、環境学習や地域学習の普及・拡大を図り、緑化行事や緑化コンクールの開催、教育活動、広報活動の強化などを推進します。

住民参加の緑の維持管理の充実を図るため、蟹江町ふる郷ふれあい事業や町ぐるみの水質浄化運動などを推進します。

緑化の普及・啓発活動の案

記念樹・献木の推進	・誕生記念、成人記念、卒業記念、結婚記念、還暦記念などでの植樹	
広報活動の強化	・“水と共生するまちづくり”をテーマとした児童や生徒の作文、町民の提案の募集 ・町の広報などによる緑化行事、緑化事例などの紹介 ・緑化の推進に関する標語の募集、パンフレットの配布など	
緑化コンクールの開催	・生垣コンクール ・花壇コンクール ※「フラワーブラボーコンクール」 ・学校緑化コンクールなどの開催 例)「全国花のまちづくりコンクール」((公財)日本花の会)など	
教育活動の強化	・河川、水路の見学会、勉強会などの開催 ※「エコきっず調査隊」 ・庭木相談、植木講習会などの開催 ・学校での緑化教育の強化	
各種緑化行事の開催	・植樹祭、植木即売会などを盛り込んだ緑化フェアの開催	
住民参加による緑の維持管理の充実や緑化運動の推進	・蟹江町ふる郷ふれあい事業の推進 ・生活排水の浄化、浄化槽管理の徹底、水路清掃などの町ぐるみの水質浄化運動 ※「蟹江川をきれいにする会」、「フィル・ハート」、「佐屋川河川敷をきれいにする会」、「スマイルクリーンズ」など ・ホテルの育成を通じて環境を考える ※「蟹江町学戸ホテルの会」 ・一人一本緑化運動 ・花いっぱい運動	
顕彰制度	・緑化優良施設の表彰 ・巨樹、高齢樹の表彰 ・緑化奉仕団体に対する表彰	・緑化功労者に対する表彰 ・優秀な緑化デザインに対する表彰

※当町で継続的に実施されている緑化・環境活動



緑化重点地区の計画

■緑化重点地区の計画

当町の緑化重点地区として、地区公園(日光川ウォーターパーク)、近隣公園(学戸公園)、都市緑地(源氏泉緑地)など町を代表する主要な公園緑地や、役場などが集積するとともに、水郷の歴史をしのばせる佐屋川、大膳川、町の緑と水の骨格を形成する日光川などを含む、「町の中心地区」を設定します。



緑化重点地区の設定

蟹江町緑化重点地区計画整備方針図



蟹江町 緑化重点地区計画 整備方針図



凡 例	
	地区公園
	近隣公園、街区公園
	都市緑地
	公共公益施設
	社寺(民間施設緑地)
	河川
	都市計画道路(緑化・維持管理の充実)
	都市計画道路(緑化なし)
	都市計画道路(未整備区間)
	緑のネットワーク形成
	危険な水路の蓋かけ整備(緑道化)
	商業地域
	近隣商業地域
	第一種中高層住宅地域
	第二種中高層住宅地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	市街化区域界
	行政区域界
	緑化重点地区

《編集・発行》
蟹江町産業建設部まちづくり推進課
 〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
 TEL 0567-95-1111 (代表)

令和3(2021)年3月